

林業技士登録更新

～ 令和 7 年度末に登録更新される皆さんへ～



一般社団法人 日本森林技術協会
森林系技術者養成事務局

林業技士登録更新の手引き

1. 林業技士登録更新について

(1) 林業技士は5年ごとに登録更新が必要です。

「森林・林業の再生」「林業の成長産業化」が叫ばれる中、森林・林業技術者を計画的に養成・確保していくことが重要な課題となっています。林業技士の皆さんには、現場や関連分野で引き続きご活躍いただくことが期待されています。

林業技士制度では、資格をお持ちの皆さんお一人お一人が社会から信頼され、継続的に活躍いただけけるよう、5年ごとの登録更新の仕組みとしています。

(2) 登録の継続に必要な手続き

資格の継続には、登録有効期限までに更新手続きを済ませていただく必要があります。

令和7年度末までに更新手続きが必要な方に、本案内をお送りしています。

現在お持ちの「林業技士登録証」に記載の有効期間（令和8年3月まで）をご確認のうえ、有効期間内に更新手続きを行ってください。

(3) 更新前5年間の継続的な学習の取り組み

更新にあたっては、林業技士として必要な知識・技術を維持し、それらを活かして社会に貢献してきたことを明らかにするため、更新前5年間の継続的な学習の実績を自己申告していただきます。

更新には、「5年間の継続学習：30ポイント以上」が必要です。

多くの林業技士の皆さんは林業の現場で日々ご活躍されており、大都市や県庁所在地で開催される研修会・講習会に参加しにくい状況もあることから、通信教材（別表2参照）による自己学習を重視しています。

例えば、

- ・「森林技術」誌
- ・「現代林業」誌 または 「林業技士会ニュース」誌

の2誌を5年間継続して定期購読・学習していただくことで、必要な「30ポイント」が獲得できる仕組みです。

日頃から、手帳のメモ等で学習記録を残していただいていると思いますが、これを機に「継続学習の内容」として整理し、更新申請書に記入して申請してください。

なお、JAFEE等が行っているCPD講習等の受講時間を「継続的な学習の取り組み」として登録更新に用いることもできます（詳細は記入例裏面参照）。

2. 登録更新手続きの流れ

(1) 更新申請関係書類の送付

- ・送付時期：令和7年12月頃（予定）
- ・令和7年度末に登録更新が必要な方に、更新申請書一式をお送りします。

(2) 必要書類の準備

更新申請に必要な書類は、次の4点です。

1. 林業技士登録更新申請書

本案内とともにお送りします。
(日本森林技術協会ホームページからも取得できます。)

2. 住民票または運転免許証の写し（いずれか1通）

本籍の記載がなく、発行から3か月以内のもの
(氏名・住所が記載されたもの)

3. 証明用写真（カラー2枚）

縦4cm × 横3cm 程度

- ・1枚は申請書に貼付
- ・もう1枚は「携帯用登録証」に使用しますので、裏面に氏名を記入のうえ申請書と同封してください。

4. 更新手数料の「払込済証明書」の写し

後述の要領で手数料をお振込みいただき、払込済証明書の写しを申請書に同封してください。

(3) 更新手数料の納付

- ・更新手数料：3,300円（手数料3,000円 + 消費税300円）
- ・申請書を提出する前に、事前納付をお願いします。
- ・振込手数料は各自でご負担ください。
- ・払込済証明書（受領証）の写しを更新申請書に必ず同封してください。

(4) 登録更新の申請

- ・受付期間：令和7年12月15日～令和8年2月13日
上記期間内に、必要書類一式を日本森林技術協会 森林系技術者養成事務局あて郵送してください。

※締切日必着となる場合がありますので、余裕をもって申請してください。

(5) 登録更新の審査

- ・申請書類到着後、順次審査を行います。
- ・記載不備や必要要件を満たさない場合は、登録更新が認められないことがあります。
- ・更新不可となった場合、納付済の更新手数料は返却いたします。

(6) 新・林業技士証の交付

- ・新しい「林業技士証」および「携帯登録証」は、令和8年3月末頃までに順次交付予定です。
- ・事務処理が集中した場合には、交付時期が多少前後することがあります。

3. 登録更新手続きの流れ

事務効率化のため、更新手数料の事前納付にご協力をお願いします。

* 更新手数料：3,300円（手数料3,000円 + 消費税300円）

振込先は次のとおりです。

* 取扱銀行：三菱UFJ銀行 鶴町中央支店

- ・口座種別：普通
- ・口座番号：0023886

* ゆうちょ銀行：

- ・口座番号：00130-8-60448

* 口座名義：一般社団法人 日本森林技術協会

4. 各種手続き

(1) 登録事項の変更

登録申請書に記載した

- ・氏名
- ・現住所
- ・資格条項確認

に変更が生じた場合は、**速やかに「登録事項変更届」（様式 7）**を提出してください。

（様式は協会ホームページに掲載）

※住所等の変更届が提出されていない場合、更新案内や申請書類が届かず、結果として登録更新が行われないことがありますので、十分ご注意ください。

(2) 林業技士証の再交付

次のような場合には、「林業技士証」の再交付を申請できます。

- ・「林業技士証」または「携帯登録証」を汚損・破損した場合
- ・登録事項の変更により新しい記載内容の証明が必要な場合
- ・紛失した場合

再交付を希望されるときは、「再交付申請書」（様式 8）を提出してください。

（様式は協会ホームページに掲載）

・再交付手数料：2,200 円（手数料 2,000 円 + 消費税 200 円）

申請時期によっては再交付までに時間を要することがありますので、早めの申請をお願いします。

(3) 再登録

登録更新の期限までに更新手続きが行われなかった場合、登録は失効し、林業技士としての活動はできません。

期限後に再度登録を希望される場合は、「再登録申請書」（様式 9）により申請いただきます。

（様式は協会ホームページに掲載）

- ・自己学習の実績要件や手数料は、通常の更新申請と同様です。
- ・申請時期にもよりますが、申請受理から新しい登録証の発行まで、おおむね 2 か月程度かかることがあります。

5. 継続学習の仕組み

「継続学習」は、林業技士としての技術・知識を維持し向上させることを目的とした仕組みです。

- ・配点基準は別表 1
- ・自己学習に用いる通信教材の例は別表 2

として整理しています。

本手引きでは、「登録更新申請書」とその「記入例」の中に、これらを分かりやすく位置づけています。

(別表1) 「継続学習」の配点基準(概要)

「継続学習」の区分	内容	配点基準	
		単位	配点
自己学習	JAFEEに認定された通信教材等(注)の定期購読による自己学習 (注)「等」は同等のものを含む意。	1件 (年間)	3点
研修会等への参加	森林・林業・木材産業関係の協会(学術団体、公益法人を含む)、大学、国・地方自公共団体、技術士会、民間団体(以下「林業関係団体等」という。)が開催する研修会、講習会、研究会等に参加した場合	1件	1点
論文等の発表	①林業関係団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文等の発表 ②林業関係団体等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表	1件	3点
職場内研修	①職場内で開催される研究会等への参加 ②職場内で開催される研究会等の講師、指導者	1件	1点 3点
技術指導	①林業関係団体等が開催する研修会、シンポジウム、見学会等の講師、意見提供者、説明者等としての参加 ②林業関係団体等の要請による技術検討委員会、研究会、審査会等への委員、試験委員、審査委員等としての参加	1件	3点

(別表2) 「自己学習」に関する通信教材の例

教材の名称	刊行団体	刊行	単位	配点
「森林科学」誌	(一社)日本森林学会	3/年	1件	3点
「森林技術」誌	(一社)日本森林技術協会	12/年	1件	3点
「フォレストコンサル」誌	森林部門技術士会	4/年	1件	3点
「現代林業」誌	(一社)全国林業改良普及協会	12/年	1件	3点
「林業新知識」誌	(一社)全国林業改良普及協会	12/年	1件	3点
「林業技士会」ニュース誌	(一社)日本林業技士会	4/年	1件	3点
「コンサルタント北海道」誌	(公社)日本技術士会北海道本部	3/年	1件	3点
準ずる地方学会誌	(一社)日本森林学会と連携している地方学会		各1件	2点
準ずる研究会誌(紙)	都道府県林務部局又はその林業試験研究組織		各1件	2点

6. 個人情報の取扱いについて

一般社団法人 日本森林技術協会は、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守し、情報セキュリティの確保はもとより、個人情報の適正かつ安全な取扱いに積極的に取り組んでいます。

7. お問い合わせ・申請書送付先

〒102-0085

東京都千代田区六番町7番地

一般社団法人 日本森林技術協会

森林系技術者養成事務局

電話: 03-3261-6692

FAX: 03-3261-5393

E-mail: jfe@jafta.or.jp

担当: 山本

記入例

(様式5) 林業技士登録更新申請書(表)

(注) 右枠内は事務局記入欄です。記入しないで下さい。

登録部門	
登録番号	
初回登録年月日	
最終更新登録年月日	
登録有効期限	
管理番号	

※この太枠内に写真(縦4cm×横3cmのもの)を貼って下さい。
なお、申請とは別に1枚(裏面氏名を記入)を同封して下さい。

☆の項目は登録いただいているデータです。

(ふりがな) ①氏名☆	モリノ イチロウ 森野 一郎	→ ①②の内容が異なる場合のみ、右に記入。	□昭和/□平成 年 月 日	
②生年月日☆	昭和 34年 4月 13日			
③住所☆ → ③が異なるか、間違いの場合、右に記入。	〒 102-0085 (電話番号) 03-3261-1234			
	東京都千代田区六番町3-11 グリーンマンション502			
	〒 - (電話番号) - -			
④勤務先等☆ → ④が異なるか、間違いの場合、右に記入。	□あり □なし (自営等)	↓ □ありの場合は以下を記入して下さい。		
	名称	(株) 森山興業		
	所在地	〒 112-0004 (電話番号) 03-6789-0123		
		東京都文京区後楽1丁目2-3 森山ビル5階		
	□あり □なし (自営等)	↓ □ありの場合は以下を記入して下さい。		
名称				
所在地	〒 - (電話番号) - -			
⑤登録更新を申請する部門☆ (左欄に現在の登録内容を記載)	森林土木 1234号	→ 登録証と異なる箇所に□を入れ、右に登録証の内容を記入。	部門 号	
	林業経営 6789号		部門 号	
			部門 号	
			部門 号	
⑥登録更新要件	裏面の「⑥登録更新要件」表に記入して下さい。(「30ポイント以上/5年」を確認して下さい。)			
⑦欠格条項確認	裏面の「⑦欠格条項確認」の右欄に□チェックを記入して下さい。			
※連絡確認欄	平日連絡用電話番号	← 任意記入。申請書記載内容の確認等にのみ使用。		
	E-Mailアドレス		@	
※書類確認欄	↓ 更新申請に添付が必要な書類をもう一度□チェックして確認して下さい。			
	<input type="checkbox"/> 住民票又は運転免許証の写し(③と同じであることを確認して下さい。) <input type="checkbox"/> 手数料払込済み証明書(写し) <input type="checkbox"/> 写真1枚(上に貼り付けたものと同じもの(裏面に氏名を記入)を申請書と同封して下さい。)			
自署欄 (手書きでお願いします。押印は不要です。)	林業技士の登録(更新)を申請します。 令和7年 1月 6日 (一社)日本森林技術協会 理事長 殿			
	氏名	森野 一郎		

記入例

(様式5) 林業技士登録更新申請書（裏）

申請日に関わりなく、対象期間は「R7年3月」までの「5年間」です

⑥「登録更新要件」表

対象期間	H/R 3年 4月 ~ R 8年 3月	← 前回登録以後の期間を記載します。			
取得が必要なポイント数	30点	← 上の期間を切り上げた年数（通常は5年）×6点（同30点）です。			
取得した総ポイント数	77点	← 期間内に取得した点数計（下の※欄）を記入して下さい。			
継続学習の内容(実績)	区分	発行元	単位(a)	年数(b)	獲得ポイント(a×b)
自己学習 該当するその他の通信教材は適宜書き足して下さい。 →	「森林科学」誌	日本森林学会	3		
	「森林技術」誌	日本森林技術協会	3	5	15
	「フォレストコンサル」誌	森林部門技術士会	3	2	6
	「現代林業」誌	全国林業改良普及協会	3	5	15
	「林業新知識」誌	同上	3	3	9
	「林業技士会ニュース」誌	日本林業技士会	3	2	6
	「コンサルタント北海道」誌	日本技術士会北海道支部	3		
	小計	該当するものにのみ、「年数」と「点数」を記入します			51
研修会等への参加 記載例を参考に記入して下さい。	研修会の名称等の具体的な内容	単位(a)	回数(b)	獲得ポイント(a×b)	
○○地方森林学会大会に参加した 林道作設技術検討会に参加した	○○地方森林学会大会に参加した	1	4	4	
	林道作設技術検討会に参加した	1	2	2	
		1			
	小計			6	
論文等の発表 記載例を参考に記入して下さい。	「○○災害の復旧計画作成について」 (林道研究会R2年2月)	該当する方を丸で囲んで下さい。研修生「参加」は1点、「講師」は3点です。			3
	小計			3	
	(株)森山興業安全研修会（参加）	①又は3	2	2	
職場内研修 記載例を参考に記入して下さい。	(株)森山興業安全研修会（講師）	1又は3	2	9	
	小計			11	
	○○森林管理署の現地技術指導	3	2	6	
技術指導 記載例を参考に記入して下さい。		3			
	小計			6	
合計 (※ 「30ポイント／5年」以上が必要です。)					77
(注) 以上のほか、「JAFEE等の100CPD時間以上」でも登録更新が可能です。内訳を別に添付して申請下さい。					

⑦「欠格条項確認」表

各項に該当しない場合は□チェックを記入して下さい。↓

ア	成年後見人又は被保佐人の登記がされている者	☑左の各項に該当することはありません。
イ	禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から2年を経過していない者	
ウ	公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者	